

訂正箇所	誤	正				
P11 小機能、口機能に対する口管強	●小機能、口機能に対する口管強（口腔機能管理 （P●） ）	●小機能、口機能に対する口管強（口腔機能管理 （P●） P13）				
P14 2行目	掲示事項をウェブサイトに掲載する（2025年3月末まで経過措置）	掲示事項をウェブサイトに掲載する（2025年5月末まで経過措置）				
P15 (7)2行目 （P150 解説2も同様）	歯内療法は1歯単位で、支台築造、失 PZ, imp, BT, 技術料, 装着料, 装着材料料 は2歯分で算定し、補管およびチタン冠の材料料は1歯分で算定する。	歯内療法は1歯単位で、支台築造、失 PZ, imp, BT は2歯分で算定し、補管およびチタン冠の製作技術料, 材料料, <u>装着料, 装着材料料</u> は1歯分で算定する。				
P150 チタン冠の解説2	ただし、材料料は大白歯の材料料として算定する	ただし、製作技術料, 材料料, 装着料, 装着材料料は <u>大白歯の材料料1歯分</u> として算定する				
P16 (9)一覧表 ブリッジの欄	<table><tr><td>支台歯の前歯部がレジン前装 MC</td></tr><tr><td>上記以外の6歯以上</td></tr></table>	支台歯の前歯部がレジン前装 MC	上記以外の6歯以上	<table><tr><td>（欄を全て削除）</td></tr><tr><td>上記以外の6歯以上</td></tr></table>	（欄を全て削除）	上記以外の6歯以上
支台歯の前歯部がレジン前装 MC						
上記以外の6歯以上						
（欄を全て削除）						
上記以外の6歯以上						
P41 算定例 1-1	6/15 医療情報取得加算3（改定前は医療情報・システム基盤整備体制充実加算3）問診で状況を確認。服薬なし +2 合計 1,290	6/15 医療情報取得加算3（改定前は医療情報・システム基盤整備体制充実加算3）問診で状況を確認。服薬なし +2 合計 1,288				
P46 5行目	【口腔管理体制強化加算の施設基準（改定前：か強診）アミかけは追加、下線は】	【口腔管理体制強化加算の施設基準（改定前：か強診）アミかけは追加、下線は変更点】（届出様式 P210, 211～213）				
P46 下から2行目	（前略）施設基準（P185, <u>192</u> 参照）	（前略）施設基準（P185, 193 参照）				
P63 歯科特定疾患療養管理料の解説1	（前略）施設基準（P185, <u>192</u> 参照）	（前略）施設基準（P185, 193 参照）				
P64 歯科治療時医療管理料の解説1	【対象となる項目】（全身麻酔下を除く） （前略）歯冠修復・欠損補綴（形成、充形、修形、支台築造、支台築造印象、 <u>光学印象</u> に限る）	【対象となる項目】（全身麻酔下を除く） （前略）歯冠修復・欠損補綴（形成、充形、修形、支台築造、支台築造印象、 <u>印象、光学印象</u> に限る）				
P70 新製有床義歯管理料の解説1	1. 新製有床義歯を装着した部位と異なる部位に別の有床義歯の新製または裏装を行った場合には、（後略）	1. 新製有床義歯を装着した部位と異なる部位に別の有床義歯の新製を行った場合には、（後略）				
P89 在歯管の解説3	対象患者の表削除	対象患者は P64 解説3に同じ。追加された感染症は P35, 36 を参照。				
P106 処方箋料解説3	一般名処方加算に施設基準が設けられた（P204、P235 参照）	一般名処方加算に施設基準が設けられた（P205、P235 参照）				
P135 算定例3行目	口腔管理強化体制加算	口腔管理体制強化加算				

P153 2. エンドクラウン(2)解説	下顎大臼歯に対して歯内療法と歯根分割掻把を行った後の装着には適用できない	下顎大臼歯に対して歯内療法と歯根分割掻把を行った場合であっても適用できない
P171 資料目次 20 行目	記載漏れ	◇在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類 219
P173 解説 12.	・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1・2 ・ 歯科外来診療感染対策加算 1・2・3・4	・ (削除) ・ 歯科外来診療感染対策加算 2・4
P175 42 行目	初診料（歯科）の注 16 および再診料（歯科）の注 12 に掲げる基準（歯情報通信第号）	（下線追加） 初診料(歯科)の注 16 および再診料（歯科）の注 12 に掲げる基準（歯情報通信第 号）
P197 29 行目	記載漏れ	（在宅 DX 追加） 在宅医療 DX 推進体制整備加算（在宅 DX）第 号
P140 クラウン・ブリッジ維持管理料の解説	（前略）補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。	（前略）補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。 なお、補管未届け医療機関が前述の歯冠補綴物を製作した場合には、所定点数の 70/100 ではなく 100/100 で算定できるようになった。
P142 9-4 う蝕歯インレー修復形成解説 1.	1. CAD/CAM インレーの k p への加算点数	1. CAD/CAM インレーのう蝕歯インレー修復形成（修形）への加算点数
P173 16. 2 行目	歯科外来診療医療安全対策加算の解説（32 ページ参照）に記載されている公益財団法人日本医療評価機構が行う、	歯科外来診療医療安全対策加算の解説（32 ページ参照）に記載されている公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、

最新の正誤表については、保団連HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認下さい。